

中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業が届出住宅の周辺地域に居住する区民（以下「周辺地域の区民」という。）の生活環境に及ぼす影響に鑑み、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、中央区（以下「区」という。）が住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止し、及び住宅宿泊事業者の住宅宿泊管理業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、住宅宿泊事業者と周辺地域の区民との信頼関係の構築を図り、もって観光の振興に寄与することを目的とする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第三条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、区の全域とする。

2 法第十八条の規定により制限区域において住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、月曜日の正午から土曜日の正午までとする。

(区の責務)

第四条 区長は、住宅宿泊事業に関する必要な情報を区民に提供するものとする。

2 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るため、関係機関との緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、当該関係機関に対して適切な施策又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(住宅宿泊事業者の責務)

第五条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業が周辺地域の区民の生活環境に影響を及ぼすことを深く自覚し、法及びこれに基づく命令並びにこの条例に基づき、住宅宿泊管理業務を適正に行わなければならない。

(宿泊者の責務)

第六条 宿泊者は、届出住宅に宿泊するに当たっては、周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(周辺地域の区民への周知)

第七条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第三条第一項の届出（以下「届出」という。）をする七日前までに、周辺地域の区民（周辺地域の区民が居住する住宅がある建物で二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和二十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存するものである場合にあつては、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第二条第三号に規定する管理組合をいう。）。以下この項及び第三項において同じ。）に対して、次に掲げる事項を説明会、書面その他周辺地域の区民が住宅宿泊事業の実施について知ることができする方法により周知しなければならない。

一 氏名（法人にあつては、商号又は名称及び役員の氏名）及び連絡先

二 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地

三 住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、住宅宿泊管理者の氏名（法人にあつては、商号又は名称）及び連絡先

四 住宅宿泊事業を開始する日

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出をするときは、前項の規定による周知をしたことを区長に報

告しなければならない。

3 住宅宿泊事業者は、法第三条第四項に規定する届出事項の変更の届出又は同条第六項第五号に規定する住宅宿泊事業の廃止の届出（以下「変更等の届出」という。）をしたときは、速やかに周辺地域の区民に対して、区規則で定める事項を書面その他周辺地域の区民が当該事項を知ることができる方法により周知しなければならない。

（住宅宿泊事業者の公表）

第八条 区長は、届出を受理したときは、次に掲げる事項を公表する。

一 住宅宿泊事業者の連絡先（法人にあっては、商号又は名称及び連絡先）

二 届出住宅の所在地

三 住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、住宅宿泊管理者の連絡先（法人にあっては、商号又は名称及び連絡先）

四 住宅宿泊事業を開始する日

五 住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号）第四条第七項の届出番号

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、変更等の届出を受理したときは、区規則で定める事項を公表する。

（宿泊者への対面による説明）

第九条 住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、法第九条に規定する説明をするときは、対面その他確実に宿泊者を確認できる方法により説明する体制を確保しなければならない。

（廃棄物の適正な処理）

第十条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施により発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(苦情等及びその対応の記録)

第十一条 住宅宿泊事業者は、法第十条の規定による対応をしたときは、次に掲げる事項を記録し、当該記録の日から三年間これを保存しなければならない。

一 苦情又は問合せ(以下「苦情等」という。)を受けた日時

二 苦情等及びその対応の内容

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(災害等への対応)

第十二条 住宅宿泊事業者は、地震、水災、火災等の災害又は周辺地域の区民からの苦情等に速やかに対応することができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第十三条 第五条及び第九条から前条までの規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊管理業を営む住宅宿泊管理業者について準用する。この場合において、第九条中「法第九条」とあるのは「法第三十六条において準用する法第九条」と、第十一条中「法第十条」とあるのは「法第三十六条において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

(委任)

第十四条 法及びこれに基づく命令並びにこの条例に定めるもののほか、住宅宿泊事業に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第一項の規定 公布の日
- 二 第三条、第七条第二項及び第八条第一項の規定 平成三十年三月十五日